

【2. 特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について】（平成 16 年 3 月 5 日 保医発第 0305004 号）

(40)脊椎固定用材料

ア U字型脊椎ロッドは、脊椎ロッド2本とトランスバース固定器1本を組み合わせたものとして算定して差し支えない。

また、レクタングル型脊椎ロッドは、脊椎ロッド2本を組み合わせたものとして算定して差し支えない。

イ 脊椎ロッドと脊椎プレートの機能を併せて持つものについては、主たる機能に係るもののみを算定する。

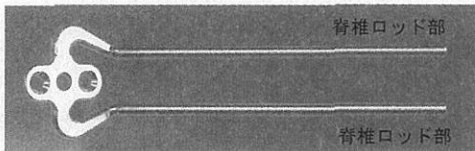
ウ 脊椎ロッドと椎体フックが組み合わされ一体化されたものについては、それぞれ算定して差し支えない。

エ トランスバース固定器と椎体フックの機能を併せて持つものについては、それぞれ算定して差し支えない。

オ U字型プレート(後頭骨を支持する機能を有するものに限る。)は、脊椎プレート(S)2枚を組み合わせたものとして算定できる。

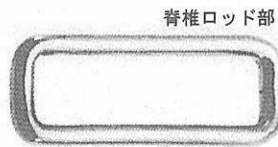
上記【2. 特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について】の実例

ア U字型脊椎ロッド例



トランスバース固定器部

ア レクタングル型脊椎ロッド例



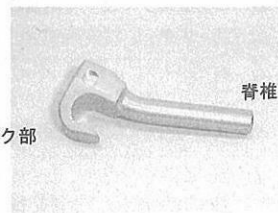
脊椎ロッド部

イ 脊椎ロッドと脊椎プレートの機能を併せて持つものの例



脊椎ロッド部

ウ 脊椎ロッドと椎体フックが組み合わされ一体化されたものの例



椎体フック部

エ トランスバース固定器と椎体フックの機能を併せて持つものの例



トランスバース固定器部